

1月1日から マイナポイント第2弾が始まります

- ▶①マイナンバーカードを新規に取得した方等に最大5,000円相当のポイント
- ▶②健康保険証として利用登録した方に7,500円相当のポイント
- ▶③公金受取口座の登録を行った方に7,500円相当のポイント

※マイナポイント申請の際に選択する電子マネー等のキャッシュレス決済サービスにポイントが付与されます。
 ※②・③は国の準備が整い次第、実施します。詳しくは、お問い合わせください。



●1月4日からコールセンターを設置し、申請手続きの問合せを受け付けます
区マイナポイントコールセンター ☎(5273)4111

●1月4日から本庁舎1階のマイナポイント申請支援窓口で申請のお手伝いをします

マイナンバーカード(「電子証明書」の4桁の暗証番号が必要)をお持ちの上、登録する決済サービスの「決済サービスID」「セキュリティコード」が分かるようにして直接、本庁舎1階へおいでください(予約不要)。

【区の担当課】企画政策課(本庁舎3階) ☎(5273)3502



戸籍住民課で会計時に 交通系電子マネーを利用できます

戸籍住民課窓口で各種証明書発行手数料を支払う際にSuica・PASMO等の交通系電子マネーを利用できるようになりました(特別出張所では利用不可)。

【対象となる手数料】住民票の写し・印鑑登録証明書・戸籍の謄(抄)本などの戸籍住民課で取り扱う証明書発行にかかる手数料ほか

【利用可能なキャッシュレス決済手段】Suica・PASMO等の交通系電子マネー

※1度の支払いで、現金とキャッシュレス決済を併用して支払うことはできません。

※窓口ではチャージできません。キャッシュレス決済をご利用の方はあらかじめチャージしてからおいでください。

【問合せ】戸籍住民課住民記録係(本庁舎1階) ☎(5273)3601・FAX(3209)1728へ。

令和3年度 新宿区登録手話通訳者選考試験

聴覚に障害のある方のために、手話通訳者の登録試験を行います。

【日時・会場】2月20日(日)午前9時から(変更の場合あり) / 区役所本庁舎6階

【対象】区内在住・在勤で、区の手話講習会の上級以上を修了、またはこれに相当する手話技術を習得している方

【選考】筆記(社会福祉に関する知識等)、手話の読み取り、手話表現、面接

【申込み】1月18日(必着)までに申込書(新宿区ホームページから取り出せます。任意の用紙でも可)に7面記入例のほか年齢、修了した最終の講習会名と修了年度、手話通訳士資格または地域登録の有無、在勤の方は勤務先の名称・電話番号を記入し、返信用封筒(長形3号・84円切手を貼る)を同封して障害者福祉課福祉推進係(〒160-8484歌舞伎町1-4-1、本庁舎2階) ☎(5273)4516・FAX(3209)3441へ郵送してください。申込者には2月7日(月)までに詳しい内容を連絡します。また、新宿区ホームページで試験の出題傾向を確認できます。

令和3年分

公的年金等の 源泉徴収票をお送りします

●1月中旬から順次発送

日本年金機構から発送します。

源泉徴収票は、受け取った年金の総額や、年金から差し引いた所得税額などをお知らせするもので、確定申告等に使用します。紛失したときなどは再発行できます。

※障害年金・遺族年金は課税されないため源泉徴収票は発行されません。

【対象】令和3年中に老齢・退職を支給事由とする年金を受け取った方

【問合せ】▶ねんきんダイヤル☎0570(05)1165

▶新宿年金事務所☎(6278)9311へ。

※ねんきんダイヤルに050から始まる電話でかける際は☎(6700)1165へ。

75歳以上等の後期高齢者医療制度に加入している方へ

医療費等通知書をお送りします

●下記対象の方へ1月27日(休)から順次発送

通知書には、診療年月・医療機関等の名称・医療費の総額(自己負担分と保険者負担分)等を記載しています。

【対象】12月1日現在、東京都後期高齢者医療の被保険者資格があり、令和2年9月～3年8月に医療費等(自己負担分と保険者負担分)の合計金額が50,000円を超える月がある方。対象でない方も申請により通知書を発行することができます。詳しくは、区の担当課へお問い合わせください。

【問合せ】東京都後期高齢者医療広域連合お問合せセンター☎0570(086)519(土・日曜日、祝日、12月29日(水)～1月3日(月)を除く)へ。

【区の担当課】高齢者医療担当課高齢者医療係(本庁舎4階) ☎(5273)4562

新宿区の国民健康保険に加入している方へ

医療費のお知らせをお送りします

●2月上旬に発送

医療費のお知らせ(令和2年12月～3年11月の診療分)を発送します。

このお知らせは、確定申告(医療費控除)に使用できる場合があります。再発行はできませんので大切に保管してください。確定申告について詳しくは、税務署にお問い合わせください。

【対象】新宿区の国民健康保険に加入し、医療機関を受診した方

※医療費控除の申告の際、医療費のお知らせに記載されない令和3年12月診療分や保険適用外負担分等は、医療機関が発行する領収書をもとに申告してください。

※高額療養費の受給などで、医療費のお知らせに記載された自己負担相当額と実際に支払った金額が異なる場合があります。

【問合せ】医療保険年金課国保給付係(本庁舎4階) ☎(5273)4149へ。

自転車・原付の駐輪施設を利用する方へ

駐輪施設

明治通りより西側エリアの駐輪施設をご利用の方へ

4月1日から区営駐輪施設が民間事業者による運営になります

下記駅の駐輪施設は、区営から民間事業者による運営に変更します。

- ▶大久保駅
- ▶落合駅
- ▶落合南長崎駅
- ▶下落合駅
- ▶新大久保駅
- ▶新宿駅
- ▶新宿西口駅
- ▶高田馬場駅
- ▶中井駅
- ▶西新宿五丁目駅
- ▶東新宿駅



これに伴い、時間利用の空き状況がインターネット上で確認できるようになるほか、電子マネー等のIC決済が利用できるようになります。

※現状の利用実態を踏まえ、時間利用の駐輪施設を増やすなど利用実態に合わせた運用を目指すため、定期利用や原動機付き自転車を利用できなくなる駐輪施設があります。詳しくは、広報新宿後号・新宿区ホームページ等でお知らせします。なお、令和3年中に西側エリア駐輪施設の定期利用申請をした方については、1月末までに申請方法等のご案内をお送りします。

【問合せ】日本コンピュータ・ダイナミクス(株)サポートセンター☎0120(3566)21へ。

【区の担当課】交通対策課自転車対策係(本庁舎7階) ☎(5273)4144

明治通りより東側エリアの駐輪施設をご利用の方へ

民間事業者が4月からの定期利用者を募集

募集する駐輪施設は下表のとおりです。新宿区ホームページでもご案内しています。

【申請方法】所定の申請書を郵送で提出してください。申請書は各駐輪施設で配布しているほか、新宿区ホームページから取り出せます。

【申請期間】1月5日(水)～31日(月)(消印有効)

【郵送先・問合せ】サイカパーキング(株)新宿区駐輪場利用申請係(〒103-0016中央区日本橋小網町7-2、ぺんてるビル7階) ☎0120(991)674へ。

【区の担当課】交通対策課自転車対策係(本庁舎7階) ☎(5273)4144

対象施設	利用種別	利用料金
サイカパーク曙橋駅自転車等駐車場	自転車・原付	▶自転車 一般 18,000円/年 学生 14,000円/年
サイカパーク飯田橋駅自転車等駐車場A～D	自転車・原付	
サイカパーク牛込神楽坂駅駐輪場B	自転車	
サイカパーク牛込柳町駅自転車等駐車場A・B	自転車・原付	
サイカパーク神楽坂駅駐輪場	自転車	▶原付 30,000円/年
サイカパーク信濃町駅駐輪場A	自転車	
サイカパーク若松河田駅駐輪場B	自転車	

※身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、生活保護を受給している方、学生は、利用料金が減免となります。手帳のコピー、保護証明書、学生証など減免の対象であることが分かる書類のコピーを添付してお申し込みください。